

京都市上下水道企業管理規程第27号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第16条第1項に次の1号を加える。

(8) 日本郵政公社に対して支払う経費

別表の(1)の表(イ)の項中「各管路管理センター所長」を

「
各管路管理センター所長
に改める。
下水道建設事務所長
」

別表の(2)の表中

(カ) 疏水事務所長	疏水事務所 管理係長	
各管路管理センター所長	各管路管理センター 事務係長	a 所及びセンターに属する物品に関する出納その他の会計事務
ポンプ施設事務所長	ポンプ施設事務所 庶務担当の担当課長 補佐又は担当係長	

を

(カ) 疏水事務所長 各管路管理センター所長 ポンプ施設事務所長 下水道建設事務所長	疏水事務所 管理係長 各管路管理センター 事務係長 ポンプ施設事務所 庶務担当の担当課長 補佐又は担当係長 下水道建設事務所 事務係長	a 所及びセンターに属する物品に関する出納その他の会計事務
---	---	-------------------------------

に改める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)